

令和3年度秋田県国土利用計画審議会 議事録

1 開催日時 令和4年2月3日（木）午後2時から午後3時まで

2 開催場所 秋田県庁7階 73会議室

3 出席委員

日野 智 会長	加藤 エリ子 委員	小松 佳和 委員
田中 洋平 委員	青木 満 委員	笠井 みち子 委員
竹田 勝美 委員	永吉 武志 委員	山陰 逸郎 委員
戸松 清一 委員		

（委員11名中10名出席）

4 議事

秋田県土地利用基本計画の変更（案）に係る諮問について

5 開催結果等

(1) 会議の成立

委員11名のうち10人の出席となり、条例に規定される定足数（過半数）を満たしたため、会議が成立した。

(2) 会長の互選

委員の互選により、日野委員が会長に選出された。

(3) 会長職務代理者及び議事録署名委員の指名

日野会長により、会長職務代理者及び議事録署名委員として、青木委員が指名された。

(4) 議事について

「議事 秋田県土地利用基本計画の変更（案）に係る諮問」について事務局が説明し、質疑応答後に変更案に異議のない旨答申することを決定した。

詳細については「6 議事概要」を参照

6 議事概要

国土利用計画審議会及び土地利用基本計画の概要の説明後、土地利用基本計画の変更案の個別案件について説明した。

事務局

(小田嶋主事)

【説明概要】

- ・五城目農業地域について、現況が農地となっている区域において土地改良事業を行うために、農業地域の拡大を行い、農振法における農業振興地域を拡大する。
- ・横手農業地域について、現況が農地となっている区域2箇所において農地利用の充実化など総合的に農業の振興を図るために、農業地域の拡大を行い、農振法における農業振興地域を拡大する。
- ・横手農業地内の現況が病院及び商業施設用地となっている区域において、都市的利用を行うために農業地域の縮小を行い、農振法における農業振興地域から除外する。
- ・大館森林地内の林地開発が完了し、現況が福祉施設用地となっている区域において、森林地域の縮小を行い、森林法における地域森林計画から除外する。
- ・秋田森林地内の林地開発が完了し、現況が太陽光発電施設の事業用地となっている区域において、森林地域の縮小を行い、森林法における地域森林計画から除外する。
- ・男鹿森林地内の林地開発が完了し、現況が小風力発電施設の事業用地となっている区域において、森林地域の縮小を行い、森林法における地域森林計画から除外する。

なお、事前調整の中で、経済産業省より、本区域の一部に鉱業権が設定されていることから事業実施への配慮について意見があった。

- ・大仙森林地内の林地開発が完了し、現況が産業廃棄物最終処分場となっている区域において、森林地域の縮小を行い、森林法における地域森林計画から除外する。

また、同様に処分場となっている区域のうち、地域森林計画から除外されているものの、土地利用基本計画図上では変更されていなかった森林地域の縮小を行う。

【意見・質問等】

議長（日野会長）

それではただいまの案件について、審議を行います。御意見、御

議長（日野会長） 質問のある方は、挙手をお願いします。また、発言の前にお名前をお願いいたします。

青木委員 一点目は、経産省との調整で鉱業権の配慮ということですが、実際には石油・天然ガスの鉱業権なのでしょうか。

それから、県環境保全センターの件で、報告事項なので確認の意味なのですが、こういった林地開発が終わり、既に事業が終了した段階で、誰が発案をして土地利用基本計画の変更の着手しなければいけないのでしょうか。事業者側なのか、建設政策課側なのか。

事務局
（小田嶋主事） 一点目については、鉱業権の種類までは把握しておりませんでしたので、担当部署に確認いたします。

二点目について、林地開発が完了した段階で、県の森林担当部署が森林法における地域森林計画から外すということで、建設政策課のとりまとめの際に変更案件として報告することになっております。

青木委員 そうすると、土地利用基本計画の変更の第一義的なアクションは、森林や農業地域を担当している各部署から建設政策課の方にかけることになるかと。

事務局
（小田嶋主事） 最初に計画変更の流れで説明しましたように、県の各個別規制法の担当部署におきまして、関係市町村や国の機関と事前協議しながら指定区域の変更案を作成しまして、建設政策課で取りまとめるといった流れになっております。

議長（日野会長） 他に御質問、御意見がありましたらよろしく申し上げます。

竹田委員 基本的なことだと思いますが、農業地域の拡大で現況農地となっている案件は、いずれも都市地域と農業地域の重複ということになるのですよね。農業を振興させていくということなので、都市地域としての実態はないように思えるのですが、他方で、農業地域が縮小される場合には、都市地域だけになりますよね。重複させるかどうかの判断をする機会があるのでしょうか。それとも、農業地域や森林地域が都市地域と当然重複するといったルールがあるのでしょうか。

竹田委員

うか。

事務局

(小田嶋主事)

都市地域と農業地域を重複させるかどうかの検討ということですが、まず、どちらか一方の地域だけを指定しなければいけないということではなく、各地域の重複というのは制度上発生しうるものとなります。参考資料②のA3印刷となっている15ページを御覧ください。こちら、土地利用基本計画の計画書に記載されております、五地域区分の重複地域の土地利用調整指導方針で、各地域が重複した場合にどういった利用をしていくのかという方針を定めております。今回の場合は都市地域と農業地域の重複ということになりますので、こちらの表の一番上の、「(1)市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複した場合」で「農用地としての利用を優先させるものとする」としておりますので、重複自体は問題ありません。都市計画区域の用途地域と農業振興地域は重複できないなどの各制度上の縛りが反映されており、土地利用基本計画が持つ調整機能ということで、変更手続の中で重複していいのかなど庁内で確認しております。

事務局

(三浦課長)

農林政策課より説明したほうが分かりやすいと思いますので、お願いします。

農林政策課

(大森副主幹)

建設政策課より今説明があったように、整理番号1の案件でいうと、これまでは都市計画区域の用途地域が張られていたのですが、これからは農地的利用、土地改良事業を行いたいということで、その場合は用途地域と重複することはできませんので、先に用途地域を除外してもらって、これから農業地域、農業振興地域を張るという流れになります。2番も同様になります。

4番は逆に、すでに平鹿総合病院や商業施設などが出来ている所でございまして、これから都市的利用をするために用途地域を張って制限をしていきたいということだと思っておりますので、農業振興地域を除外するというところでございます。

竹田委員

整理番号1の五城目でいえば、都市地域と農業地域が併存するということになりますが、都市地域が併存する意味は何か、農業地域

竹田委員

だけにすればよいのではないか、あるいはそれができないのか。

都市計画課
(守屋技師)

A 3 資料の 1 2 ページ「土地利用基本計画の概要」を御覧ください。左下のほう、都市地域につきましては、都市計画法上の都市計画区域とイコールとなっております、案件 1 は都市計画区域内の用途地域を除外してという話なのですが、都市計画区域であることには変わらないので、都市地域としてこのまま残るということでございます。

竹田委員

ありがとうございます。

議長 (日野会長)

要するに、土地利用基本計画を変更するときに、意図的に都市計画区域まで変えることはないということですよね。法律上重複できないものだけは避けて、あとは基本的にそのまま残すという方向で進んでいる。積極的な調整みたいなものではなくて、あくまでもルール上の調整を進めているという理解でよろしいですか。

都市計画課
(守屋技師)

そうです。

議長 (日野会長)

分かりました。ありがとうございます。

議長 (日野会長)

先ほどの青木委員の質問に関連するのですが、経産省から鉱業権への配慮ということで意見があったということですが、具体的にどういった意見なのでしょうか。

事務局
(小田嶋主事)

実際に具体的な意見というものではなくて、鉱業権の事業に支障のないようにという意見について問い合わせたところ、設定があったので意見はしたものの、実際には採掘計画はなく、地上の風力発電事業と鉱業権の事業でぶつかり合うことはないだろうということでしたので、特別問題はないということでございます。

議長 (日野会長)

意見をいただくのはありがたいですが、もう少し具体的なものがほしいかなと思ったので、確認したところです。ありがとうございます。

議長（日野会長） | ます。

議長（日野会長） | 他に質問等がないようでしたら、今回の諮問に対する結論をまとめたいと思います。今回の諮問につきまして、原案に異議のない旨を答申するという事でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長（日野会長） | ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の議事としては終了になります。委員の皆様には御協力いただきありがとうございました。